

《犯罪による収益の移転防止に関する法律の方針》

当社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯収法」といいます。）により、次のとおりお客様のご本人の確認をさせていただいております。また、国際的な取り組みの一環として、本人確認法執行令が改正され、新たにご本人の確認が必要になりました。ご理解のうえ、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

1. (ご本人の確認)

(1) お客様が個人の場合

- ・当該個人の氏名、住所および生年月日

なお、受益権売買契約等などで、ご本人以外の方が来店された場合には、その来店された方につきましてもご本人の確認をさせていただくこととなります。

(2) お客様が法人の場合

- (a) 当該法人の名称および本店または主たる事務所の所在地

- (b) 当該法人の代表者などご来店された方の氏名、住所および生年月日

- (c) 当該法人の実質的支配者の氏名・住居・生年月日・お客様と実質的支配者の方との関係

※個人のお客様についてはご自身が、法人のお客様については実質的支配者の方が、「外国の重要な公的地位にある方等(「外国 PEPs 等」)」に該当しておられるか否かについても確認させていただきます。

2. (ご本人の確認が必要な取引)

次の取引時に本人確認をさせていただくこととなります。

- (1) 当社と顧客等との継続的な取引関係の開始時

(信託取引の開始・有価証券の売買・信託受益権の売買・不動産現物売買)

- (2) 一定金額以上の単発取引 (200 万円を超える大口現金取引等)

- (3) 本人特定事項の真偽に疑いがある顧客等との取引

なお、一度、本人確認を行った顧客等については、上記の取引 ((3) を除く) を行う場合であっても、再度の公的証明書の提示等を要しないことといたします。

※これらの取引以外にもご本人の確認をすることがありますので、ご協力ください。

3. (ご本人および法人の代表者などご来店された方の確認方法ならびに提示していただく書類)

【個人のお客様の場合】

以下の書類により、氏名、住所および生年月日を確認させていただきます。

- (1) 次の本人確認書類をご提示いただく事により確認させていただきます。(原則写真付)

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、旅券 (パスポート)、乗員手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公庁発行書類 (顔写真あり)、外国政府・国際機関発行書類 (顔写真あり)

- (2) 次の本人確認書類のご提示と併せて、他の本人確認書類又は補完書類をご提示か送付いただく事、もしくは取引関係文書を書留郵便等の転送不要郵便として送付させていただく事により確認させていただきます。

健康保険等の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、共済組合の組合員証・加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、母子健康手帳、取引に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書

- (3) 次の本人確認書類のご提示と併せて取引関係文書を送付する事により確認させていただきます。

住民票の写し又は記載事項証明書、戸籍謄本又は抄本、官公庁発行書類 (顔写真なし)、外国政府・国際機関発行書類 (顔写真なし)

【法人のお客様の場合】

以下の書類より、当該法人の名称および本店または主たる事務所の所在地を確認させていただきます。

なお、当該法人の代表者など来店された方の氏名、住所および生年月日についても確認させていただきます。この場合の書類は【個人のお客様の場合】を参照してください。

- (1) 登記事項証明書 (6 ヶ月以内)

- (2) 印鑑登録証明書 (6 ヶ月以内)

- (3) 官公庁から発行・発給された書類

- (4) 外国政府・国際機関発行書類